

茨城県環境保全率先実行計画第6期

令和3年3月

茨 城 県

目 次

I	計画策定の背景		
1	地球温暖化問題に関する動向 P	1
2	茨城県の実組 P	1
II	第5期計画の実組状況 P	1
III	計画の基本的事項		
1	計画の目的 P	3
2	計画の位置付け P	3
3	計画の対象範囲 P	3
4	計画の期間 P	3
5	対象とする温室効果ガス P	3
6	温室効果ガス排出量の算定方法 P	4
IV	計画の目標 P	4
V	目標達成に向けた実組		
1	基本方針 P	5
2	具体的な実組 P	5
VI	計画の推進・実組点検体制		
1	計画の推進体制 P	13
2	実組の点検・推進体制 P	13
3	結果の公表 P	14
4	計画の適用 P	14
	<組織体制図> P	15

I 計画策定の背景

1 地球温暖化問題に関する動向

近年、国内外では強い台風や集中豪雨、干ばつや熱波などの異常気象による深刻な災害が多発しています。2014（平成 26）年 11 月に公表された「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」の第 5 次評価報告書は、地球温暖化に伴い、豪雨災害や猛暑のリスクが今後さらに高まる可能性を指摘しています。

こうした中、2015（平成 27）年 12 月の国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）において、2020 年度以降の温室効果ガス排出量削減等のための新たな国際的枠組である「パリ協定」が採択されました。パリ協定では、世界共通の目標として、世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保ち、1.5℃までに抑える努力をすることが掲げられています。

我が国はそれに先立ち、2015（平成 27）年 7 月に「日本の約束草案」を決定し、温室効果ガス排出を 2030 年度までに 2013 年度比で 26.0%減（2005 年度比 25.4%減）とする目標を設定しました。2016（平成 28）年 5 月には、温室効果ガス排出削減目標の達成に向けた道筋を明らかにするため、「地球温暖化対策計画」が閣議決定されています。

2 茨城県を取組

本県では、「地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）（以下「地球温暖化対策推進法」という。）」に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）である「茨城県地球温暖化対策実行計画」（2011（平成 23）年 4 月策定、2017（平成 29）年 3 月改定）により、温室効果ガス排出量の削減に取り組んでいます。

県の事務事業に関しては、自ら率先して環境への負荷を低減するための取組として、1998（平成 10）年 2 月に「茨城県環境保全率先実行計画（以下「県庁エコ・オフィスプラン」という。）」を策定して以来、改定を重ねながら、エネルギーの合理的な使用や資源の循環的利用、廃棄物の減量化等を推進してきました。

このたび、第 5 期県庁エコ・オフィスプランの計画期間が 2020（令和 2）年度で終了することから、「地球温暖化対策計画」や「茨城県地球温暖化対策実行計画（2017（平成 29）年 3 月改定）」などを踏まえて第 6 期計画を策定し、県自らの事務事業から排出される温室効果ガスの削減等に取り組むこととします。

II 第 5 期計画の取組状況

【計画の期間】 2016（平成 28）年度から 2020（令和 2）年度まで 5 年間

【計画の目標】

- 1 省エネルギーの目標：エネルギー消費原単位を 2015（H27）年度比で 5%削減
 - ・ 電気使用量（庁舎用）・・・庁舎において、空調、照明、事務機器等に使用される電気
 - ・ 電気使用量（事業用）・・・上水道・下水道事業で使用される電気
 - ・ 公用車燃料使用量・・・公用車（ガソリン車、ディーゼル車、天然ガス車）で使用される燃料

- ・ 燃料使用量（庁舎用）・・・庁舎において、主に空調に使用される燃料
- ・ 燃料使用量（事業用）・・・下水道事業で使用される燃料

2 省資源等の目標

- ・ 用紙類（コピー・プリンタ用）使用量
 - ・ 水道使用量
 - ・ 可燃廃棄物排出量
 - ・ 常用物品のグリーン購入率
- } 2015（H27）年度比で9.4%削減
- 購入額ベースで90%以上とする

【取組実績】

項目		単位	2015 基準値	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2019 目標値	2020 目標値
電気使用量	庁舎用	kWh/m ²	37.74	40.54	40.70	40.07	43.09	36.23	35.85
	事業用	kWh/m ²	0.247	0.251	0.266	0.252	0.251	0.237	0.235
公用車燃料使用量		kL/台	1.26	1.23	1.21	1.15	1.07	1.21	1.20
燃料使用量	庁舎用	L/m ²	1.60	1.76	1.80	1.59	1.64	1.54	1.52
	事業用	kL/t	0.036	0.037	0.037	0.037	0.035	0.035	0.034
用紙類使用料		千枚	268,687	279,521	281,728	282,277	247,209	248,482	243,430
水道使用量		千m ³	1,205	1,229	1,114	1,084	1,050	1,114	1,092
可燃廃棄物排出量		t	3,263	3,193	3,088	3,024	3,033	3,018	2,956
グリーン購入率		%	82.5	83.5	83.2	84.0	83.1	90%以上	90%以上
温室効果ガス排出量		t-CO ₂	160,135	156,127	161,663	164,638	166,374	—	—

- ・ 公用車燃料使用量及び水道使用量は第5期（2020年度）の目標達成
- ・ 燃料使用量（事業用）及び用紙類使用量は2019年度の目標達成
- ・ 可燃廃棄物排出量は改善しているものの目標未達成
- ・ 電気使用量（庁舎用・事業用）、燃料使用量（庁舎用）及びグリーン購入率は目標達成が厳しい状況

【今後の課題】

- ・ 現時点では、電気や燃料の使用量の大幅な削減が見込める大規模な施設・設備の改修が予定されていないことから、これまでの取組を引き続き着実に進めるとともに、新たな省エネ技術や再生可能エネルギー電力の導入等について検討する必要がある。
- ・ 温室効果ガス排出量の削減を進めるため、削減量の目標を設定し、毎年度達成状況をチェックする必要がある。
- ・ 新しい生活様式や働き方改革などの社会情勢も踏まえ、環境に配慮しつつ、働きやすい職場づくりや時間外勤務の縮減等に取り組んでいく必要がある。

III 計画の基本的事項

1 計画の目的

県が、自らの事務事業に関し率先して省エネルギー・省資源等の環境保全行動に取り組み、温室効果ガスの排出抑制や環境負荷の低減を図ることを目的とします。

2 計画の位置付け

- 地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項に基づき、県の事務事業に関し、温室効果ガスの排出量削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置を定めた「地方公共団体実行計画（事務事業編）」です。
- 「茨城県環境基本条例」及び「茨城県環境基本計画」に基づく環境保全に関する県自身の率先行動のほか、「茨城県地球環境保全行動条例」に基づく「茨城県地球温暖化防止行動計画」に掲げる県の取組を定めています。
- 県が「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）（以下「省エネ法」という。）」に基づく「特定事業者」に指定されていることを踏まえ、省エネ法との連携を図っています。

3 計画の対象範囲

県が行う「全ての事務・事業」及び「全ての機関、所属及び職員」を対象とします。

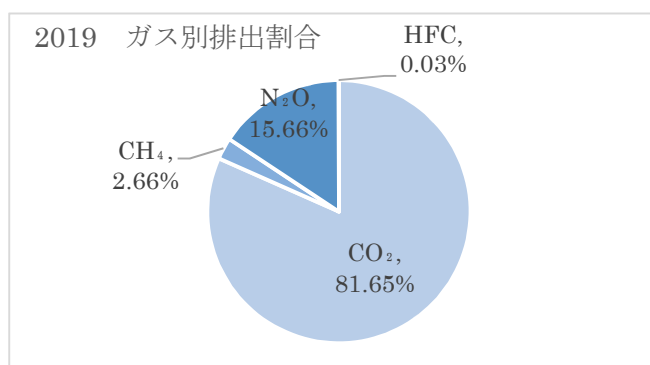
- * 指定管理者に対しては、今後新たに契約を行う際には、契約書又は仕様書に温室効果ガス排出量の削減の措置を講じることを明記するなど、契約等に基づく要請を行います。
- * 県の事務事業の範囲に請負業者や委託業者が行う工事・事業等は含めませんが、業者に対して環境への配慮を要請します。また、県出資団体等に対しても、環境への負荷の低減を働きかけます。

4 計画の期間

計画の期間は、2021（令和 3）年度から 2025（令和 7）年度までの 5 年間とし、必要に応じて見直しを行うこととします。

5 対象とする温室効果ガス

本計画で対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）とします。



- * パーフルオロカーボン（PFC）及び六ふっ化硫黄（SF₆）については、県の事業実態から特に排出が見込まれないことから、対象外とします。

6 温室効果ガス排出量の算定方法

地球温暖化対策推進法施行令第3条第1項に示されている係数により算定しますが、電気の排出係数については、最新の電気事業者ごとの実排出係数を使用します。

IV 計画の目標

二酸化炭素排出量を2025（令和7）年度までに2020（令和2）年度比で10%削減

【目標設定の考え方】

- 国の地球温暖化対策計画では、業務その他部門における二酸化炭素排出量を2030年度までに2013年度比で40%削減することとしており、本県の地球温暖化対策実行計画（区域施策編）における業務部門の目標値もこれに準じています。
- しかし、この目標値は2005年度から2013年度までに同部門での二酸化炭素排出量が16.7%増加していることを踏まえて設定されたものであり、これに対し、本県の事務事業に係る二酸化炭素排出量は同時期で10.3%減少しているため、こうした事情を踏まえた目標値とします。
- 計画期間についても、これまでの計画との連続性を図るために、2021（令和3）年度から2025（令和7）年度までの5年間とし、必要に応じて途中で見直しを行うこととします。
- なお、二酸化炭素以外の温室効果ガスについても毎年度排出量を把握し、削減に努めることとします。
- * 省エネ法第5条に基づく「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準（平成21年経済産業省告示第66号）」では、事業者は、その設置している工場等全体として又は工場等ごとにエネルギー消費原単位又は電気需要平準化評価原単位の何れかを中長期的に見て年平均1%以上削減することが求められています。
このため、電気使用量（庁舎用・事業用）、公用車燃料使用量、燃料使用量（庁舎用・事業用）の5つの項目については、これまで同様にエネルギー消費原単位で年平均1%以上の低減を図ることとし、毎年度達成状況をチェックします。
- * 用紙類使用量の削減、水道使用量の削減、可燃廃棄物排出量の削減及び環境配慮型製品の購入率向上については、数値目標は定めませんが、継続して取り組み、毎年度の数値をチェックします。

V 目標達成に向けた取組

1 基本方針

(1) 施設・設備の省エネルギー対策

県有施設の新築・改修や設備の更新にあたっては、省エネルギー効果の高い新技術や設備機器を適切に導入し、省エネルギー性能の向上に努めます。また、技術革新により低コストで導入できる新たな省エネ技術や省エネ効果の高い機器等が開発された場合は、費用対効果を踏まえつつ導入を検討します。

既存の施設・設備については、保守点検や日常の管理を適切に実施し、エネルギー使用の効率化に努めます。

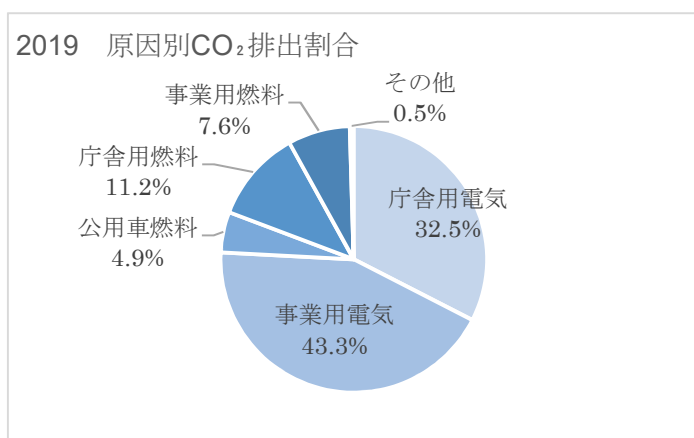
(2) 省エネルギー・省資源のための行動

地球温暖化対策に資するあらゆる賢い選択を促す国民運動「COOL CHOICE」や、省エネルギーやエコドライブ、ごみの削減など環境に配慮したライフスタイルの定着を図る県民運動「いばらきエコスタイル」等について職員への理解促進を図ることで、一人ひとりの自発的な取組へとつなげていきます。

(3) 再生可能エネルギーの導入拡大

県有施設への太陽光発電設備や風力発電設備の導入を検討し、再生可能エネルギーの活用を図ります。

また、庁舎・事業用の電力の使用については、再生可能エネルギー使用比率の高い電力の導入に向け、価格動向や調達方法について調査・研究します。



* 電気の使用による排出が、全体の約76%を占めています。

2 具体的な取組

◆ 事務・事業における環境配慮

(1) 省エネルギーの推進

取組項目	具 体 的 取 組
ア 電気使用量の削減 (ア) 庁舎	<p><職員の取組></p> <p>①照明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日中の窓際の照明や昼休み時間中は、業務に支障がない限り消灯する。 ・ 休日勤務や時間外勤務の際は、必要な範囲のみの点灯を徹底する。 ・ 更衣室、トイレ、給湯室などは、使用しないときは消灯する。

	<p>②事務機器</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ パソコンやプリンター等のO A機器は、省電力モード等を積極的に活用するとともに、昼休みなど使用しないときには電源を切る。 ・ ノートパソコンは、離席時に蓋とじ（ディスプレイの消灯又はスリープ状態）を徹底し、サブディスプレイは電源を切る。離席が 90 分を超える場合や出張・退庁時には待機電力の使用削減のためコンセントを抜くかエコタップ等を活用し主電源を切る。 <p>③冷暖房</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ブラインド等を活用して冷暖房効率の向上を図るとともに、窓や外部へ通じる扉の不要な開閉は行わない。（換気は適宜行う。） ・ 翌朝の温度上昇・下降を防ぐため、退庁時にはブラインドを閉める。 ・ 空調機の吹出口付近に物を置かない。 ・ 品位を損なわない範囲で、年間を通じて服装で体感温度を調節する。 <p>④エレベータ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 最寄りの階（2～4階程度）への移動は、できる限り階段を使用する。 <p>⑤定時退庁</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定時退庁日や完全消灯日を遵守する。 <p><所属の取組></p> <p>①設備機器</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画的に消費電力の少ない設備機器の導入を図る。 ・ 保守点検及び日常の運転管理を適切に実施し、消費電力の低減を図る。 <p>②照明器具</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 昼休み時間中は、支障がない範囲で全面消灯や窓際消灯を行う。 ・ 日中の廊下や階段は、照度が確保される場合は消灯や間引きを行う。 ・ スイッチに点灯箇所を表示し、必要部分のみの点灯を促す。 ・ 定期的に清掃を行うとともに、機器の更新時にはLED化に努める。 ・ 構内及び職員駐車場の外灯の深夜消灯を実施する（防犯灯を除く）。 <p>③事務機器</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ パソコンやサーバ等のI T機器は、その処理能力に対し、より消費電力の少ない機器の導入を図る。 ・ サーバは、必要な情報処理能力を確保しつつ、庁内における集約・統合化を促進し、自治体システムの省電力化を推進する。 <p>④電力使用監視装置（デマンド監視・制御システム）の適切な運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電力使用監視装置（デマンド監視・制御システム）を設置している場合は、予想使用電力の把握から契約電力の超過を防止する。 <p>⑤冷暖房</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 冷房時の室温は28℃、暖房時の室温は19℃を目安に設定する。 ・ 定期的な清掃や扇風機の併用などにより冷暖房効率を高める。 ・ オフシーズンはエアコン等のプラグをコンセントから抜く。 <p>⑥エレベータ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務に支障がない範囲で運転台数を削減する。 <p>⑦定時退庁</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定時退庁を呼びかけ、時間外勤務に伴う消費電力削減を推進する。 <p>⑧自動販売機</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 庁舎内の清涼飲料等の自動販売機は、利用状況に応じ必要最小限の台数とし、省エネルギー型の機種を導入するよう設置業者に徹底させる。
(イ) 事業	<p><所属の取組></p> <p>○施設・設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽光発電設備や風力発電設備の設置等、再生可能エネルギーの導入を図る。 ・ 省エネルギー型の施設・設備の計画的な導入を図る。 ・ 保守点検及び日常の運転管理を適切に実施し、消費電力の低減を図る。
イ 公用車燃料使用量の削減	<p><職員の取組></p> <p>①公用車の適正使用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アイドリングストップの励行、不必要な空ぶかしや急発進・急加速等をしていない、車内に不必要な荷物は積載しないなど環境に配慮した運転（エコドライブ）を行う。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用前に、タイヤ空気圧など車両の状態のチェックを励行する。 ・ 用途別に燃費の良い車両を優先して使用するとともに、効率的なルートを選択する。 <p>②公共交通機関等の利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共交通機関等の利用に努める。 <p><所属の取組></p> <p>①公用車の効率的な使用と管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 複数の所属から同一目的地へ出張する際は、公用車の乗り合わせに努める。 ・ 車両整備を励行し、車両の適正な維持管理に努める。 <p>②次世代自動車の率先導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電気自動車やハイブリッド車など、環境への負荷が少ない次世代自動車の導入を計画的に進める。 ・ 公用車の更新の際は、使用実態を踏まえ、可能な限り既存車両より排気量が小さく低燃費なものを選択する。 <p>③Web会議等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Web会議等を推進し、公用車の使用を減らす。
り 燃料使用量の削減 (ア) 庁舎	<p><職員の取組></p> <p>○ 冷暖房</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ア(ア)③に同じ <p><所属の取組></p> <p>①設備機器</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 省エネルギー効果の高い設備機器の計画的な導入を図る。 ・ 保守点検及び日常の運転管理を適切に実施し、燃料消費量の低減を図る。 ・ ボイラー等の運転時間、日常点検など適切な管理を行うとともに、更新時は熱効率の高い機種を選択する。 <p>②冷暖房</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 冷房時の室温は28℃、暖房時の室温は19℃を目安に設定する。 ・ 定期的な清掃や扇風機の併用などにより、冷暖房効率を高める。 <p>③その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究・実験・実習その他の燃料については、合理的な使用に努める。
(イ) 事業	<p><所属の取組></p> <p>①効率的な設備の導入・管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ウ(ア)①に同じ <p>②処理技術の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 燃焼の合理化などにより、エネルギー消費原単位の向上を図る。

(2) 省資源の推進

取組項目	具 体 的 取 組
ア 用紙類使用量の削減	<p><職員の取組></p> <p>①デジタル化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ グループウェアやサブディスプレイ等を活用し、紙ベースの資料を削減する。 ・ 資料を複写する場合はスキャナで読み取り、電子ファイル化する。 ・ 電子決裁を徹底する。 <p>②用紙類の合理的な使用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会議等で紙資料が必要な場合は、要点をおさえて簡潔化し枚数を削減するとともに、予備の資料は必要最小限の数にとどめる。 ・ 両面印刷や集約機能などを活用して印刷枚数を削減する。 ・ FAXを送信する場合、あて先を余白に記入するなど可能な限り送信表を省略する。 ・ ミスコピーを防止するため、コピー機の使用後はリセットボタンを押

	<p>す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ミスプリントを防止するため、留め置き印刷（保留印刷、機密印刷）を徹底する。 <p><所属の取組></p> <p>①デジタル化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 内部の会議や打ち合わせは、Web会議や端末の持ち寄りで実施し、紙資料をなくす。 ・ 市町村や関係機関等に対し、書類は可能な限り電子データでの提供を依頼する。 <p>②用紙類の合理的な使用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コピー機用の紙トレイに片面使用済み用紙の専用トレイを設け、ミスコピー用紙等の裏面利用を推進する。 ・ 会議において、資料入れ用の封筒は配付しない。 ・ 用紙は必要ときに必要な枚数を購入するとともに、毎月、使用量（納入枚数）の把握・管理に努める。 ・ パンフレット等の印刷物は、必要性、配布方法、紙面数等を十分考慮し必要最小限の部数とする。
イ 水道使用量の削減	<p><職員の取組></p> <p>○節水の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 手洗いや食器洗浄等の際はこまめに水栓を止め、水を流したままにしない。 ・ 公用車を洗車する際は、バケツやホースの手元制御弁を使用し、節水に努める。 <p><所属の取組></p> <p>○水道設備の適正な管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 節水ラベル等を貼り、節水を呼びかける。 ・ 節水機器（節水コマ、節水型トイレ等）の導入を計画的に進める。 ・ 水道設備の定期的な点検により、漏水の早期発見に努める。

(3) ゼロ・エミッションの推進

取組項目	具 体 的 取 組
ア 減量化の推進	<p><職員の取組></p> <p>○減量化と再利用等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各課所等の個人用ごみ箱を廃止し、不用意な紙の廃棄を減らす。 ・ 使用済ファイルなどの再利用に努める。 ・ 県内部への連絡には、使用済封筒をリサイクル封筒として再利用する。 <p><所属の取組></p> <p>○廃棄物量の把握と減量化等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 庁舎や事務所等から排出される廃棄物量を把握し、減量化を呼びかける。 ・ 使い捨て製品の購入を自粛し、詰め替え可能な製品を選択する。 ・ 備品や事務機器等は、消耗品の交換や修繕をするなどして長期間の使用に努める。 ・ 不要となった物品は、グループウェア掲示板等を活用して他所属との情報交換を行い、有効利用を図る。
イ リサイクルの推進	<p><職員の取組></p> <p>○リサイクル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各庁舎の環境責任者等が定める排出方法に従い、廃棄物や不要用紙の分別を適切に行う。 ・ シュレッダーの使用は、個人情報等の秘密文書の廃棄など必要最小限に止め、古紙のリサイクルに努める。

	<p><所属の取組></p> <p>①リサイクル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 分別回収ボックスの設置などにより資源物の分別を促し、リサイクルを推進する。 ・ 不要用紙等の回収箱を設置し、不要用紙の分別収集及び再生の妨げになるようなものの混入を防止する。 ・ 廃棄物の処理委託に当たっては、資源ごみのリサイクルや、リサイクルが義務化された製品（テレビ、冷蔵庫、エアコン等）の処分が適正に行われるよう指導・検査する。 <p>②下水汚泥、浄水汚泥の再資源化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下水汚泥、浄水汚泥は、焼却等により減量化を図るとともに、セメント原料や建設資材、土壌改良材等として再資源化を進める。
り 適正処理の推進	<p><所属の取組></p> <p>①廃棄物の適正処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 産業廃棄物の処理を委託する場合は、マニフェスト（産業廃棄物管理票）制度を活用して適正に管理する。 ・ 産業廃棄物の処理を委託する業者の選定に当たっては、優良産廃処理業者認定制度における認定を受けた事業者を優先する。 <p>②フロン類の適正処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公用車の更新や冷蔵庫等の家電製品を廃棄する場合には、業者にフロンの適正な回収・処理を指示する。

（４）グリーン購入の推進

取組項目	具 体 的 取 組
ア グリーン購入の推進	<p><所属の取組></p> <p>①環境に配慮した製品の使用拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「茨城県グリーン購入推進方針」に基づき、省エネ基準達成製品や環境に配慮した製品を積極的に購入する。 ・ 備品購入時は、性能や価格に加え、修理や部品交換が容易であること、保守点検サービス期間が長いことなどを考慮する。 ・ 「茨城県グリーン購入推進方針」に基づき、古紙パルプ配合率、森林認証パルプ利用割合、間伐材パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいてパルプ利用割合及び白色度（塗工されているものにあつては塗工量）等を総合的に評価した総合評価値 80 以上の用紙を購入する。 <p>②県産材を使用した物品の使用拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県産材を使用した物品や原材料などを積極的に使用する。 <p>③次世代自動車の率先導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (1)イ②に同じ。 <p>④電気のグリーン調達</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発電時に温室効果ガス排出の削減に取り組む電力会社からの電力調達を検討・推進する。

（５）二酸化炭素の吸収源対策の推進

取組項目	具 体 的 取 組
ア 森林の整備・保全	<p><所属の取組></p> <p>①森林の整備・保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林湖沼環境税等を活用した植林や間伐などにより健全な森林の整備・保全を行い、吸収源としての機能の維持・向上を図る。 ・ 自然公園の整備、自然環境保全地域・緑地環境保全地域の保全等を推進する。 <p>②木材利用の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 木材は炭素を固定する機能があり、地球温暖化防止につながることから、県産木材の利用を促進する。

(6) メタン、一酸化二窒素、フロン排出抑制の推進

取組項目	具 体 的 取 組
ア メタン、一酸化二窒素、フロンの排出抑制	<p><所属の取組></p> <p>○メタン、一酸化二窒素、フロンの排出抑制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業系・工業系試験業務においてメタン、一酸化二窒素、フロン類を排出する事業については、大気中への排出抑制に努める。 ・ 下水汚泥焼却は、高温燃焼による温室効果ガス排出量削減効果を踏まえ、燃焼温度を850℃以上とするように努める。 ・ ほ場や家畜排せつ物の適正管理・処理を進める。

◆ 県有施設のライフサイクルにおける環境配慮

<所属の取組>

取 組 項 目	具 体 的 取 組
(1) 設計・施工段階における環境配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設計・施工段階における環境配慮を十分に行う。 ・ 省エネ法に基づき外壁・窓等を通しての熱の損失の防止、空調設備、照明設備、給湯設備、昇降機等に係るエネルギーの効率の利用のための措置など、適切な省エネルギー対策を施す。 ・ 延べ床面積が2,000㎡以上の県有施設建設に係る基本計画等を決定しようとする場合は、「茨城県環境配慮システム推進要綱」に基づき対応を検討する。 ・ 建材の選定時は、揮発性有機化合物の飛散による健康への影響に配慮する。 ・ 「県有公共建築物の木造化・木質化等の推進に関する指針」に基づき、建築物の木造化や木質材料を積極的に活用する。 ・ 建築物の新設、増設の際には、断熱構造化を図るとともに採光、通風の最適化を検討し、自然採光を効率的に取り入れる。
(2) 管理における環境配慮	<p>ア 省エネルギーの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 省エネルギー診断等を活用し、省エネルギー型設備への更新をはじめ、エレベータや空調、照明の高度制御装置の導入を図る。 ・ 熱負荷の高い施設は、排熱回収・配管の保温・適切な燃焼管理等について検討し、太陽熱利用機器、コージェネレーションシステム等の導入等によりエネルギーの高効率利用を図る。 ・ 庁舎の立地する地域において地域冷暖房等の事業が計画されている場合には、参加について検討する。 ・ 電力使用監視装置（デマンド監視・制御システム）を設置している場合は、予想使用電力の把握から契約電力の超過を防止する。 ・ 電力負荷の平準化等のため深夜電力の活用について検討し、蓄熱式空調設備など省エネルギー型機器の導入を図る。 ・ 温室効果ガス排出量の多い施設は、省エネ性能の高い設備・機器の導入に併せて、省エネルギー診断の実施やE S C O事業の導入を検討する。 ・ 太陽光や風力などの再生可能エネルギーを活用した発電設備等の計画的な導入を図る。 ・ 屋上等の緑化や「緑のカーテン」づくりに取り組み、冷房効果を高める。
	<p>イ 省資源の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水洗トイレ又は植木への散水等の雨水利用施設等の導入を検討し、節水を図る。 ・ 節水コマ、流水音発生装置等節水に有効な設備や省資源型機器を積極的に導入する。 ・ 仮設工等では、熱帯材の型枠等の使用を削減するとともに型枠を反復使用する。

<p>リ ゼロ・エミ ッションの 推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> 建設副産物の発生抑制、再利用、適正処理を図る。 耐久性や再利用性を考慮した材料や部材の選択に努める。 資源化物等のリサイクルボックスの設置スペースを確保する。
<p>エ グリーン購 入の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> OA機器、電化製品、照明機器等の整備に当たっては、利用形態等に応じた適切な能力のもののほか、「茨城県グリーン購入推進方針」に基づき省エネタイプなどの環境配慮型製品を選択する。 コピー、プリンター、ファクシミリ等の複合機を選択する。 発電時に温室効果ガス排出の削減に取り組む電力会社からの電力調達を検討・推進する。
<p>オ 二酸化炭素 の吸収源対 策の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> 茨城県地球環境保全行動条例の公共施設緑化基準に基づき、敷地内の緑化・植栽を推進する。 定期的に樹木や植え込みの手入れを行い、地域景観との調和に配慮する。 「県有公共建築物の木造化・木質化等の推進に関する指針」に基づき、県有施設における木造化・木質化や木材製品の導入を積極的に推進する。
<p>カ 大気・水環 境等の保全</p>	<p>①施設等の適正な管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 法令に基づく各種排出基準等を遵守するとともに、処理施設等を適正に維持管理し、汚染物質の排出量の削減に努める。 空調・暖房等に使用する燃料はできる限り良質のものを使用し、また燃焼管理等を適切にすることにより大気汚染物質の排出を抑制する。 単独処理浄化槽は、合併処理浄化槽（霞ヶ浦流域においては高度処理型浄化槽）に順次切り替える。 <p>②汚染物質等の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境汚染物質は、無害化、安定化など適正に処理する。 処理を委託する場合には、排出業者として処理業者の指導・監督を徹底する。 使用済電池は、市町村が定める回収方法等により適正処理を徹底する。 <p>③フロンの適正処理等</p> <ul style="list-style-type: none"> フロンの空調設備やハロン消火設備機器は、的確な定期点検などによりフロン等の漏洩を防止するとともに、ノンフロンの冷媒設備の導入等に努める。 冷媒フロンは、使用機器の更新・廃棄時には適正な回収・破壊処理を実施する。
<p>(3) 修繕・解体における環境 配慮</p>	<ul style="list-style-type: none"> 既存建築物の修繕に当たっては、外壁・窓等を通しての熱の損失の防止、空調設備・照明設備・給湯機器・昇降機等に係るエネルギーの効率的利用のための措置を講じる。 既存建築物を補修・修繕・解体する場合には、法令に基づき家電や照明器具等に使用されているフロン、PCBの適正処理のほか、建設副産物のリサイクルを推進する。

* 維持管理における取組は、事務・事業の項と同じであるので省略

◆ 公共事業等における環境配慮

<所属の取組>

取組項目	具 体 的 取 組
<p>(1) 基本計画等の決定時における環境配慮</p>	<ul style="list-style-type: none"> 公共事業の基本計画の立案段階において、環境に配慮する。 大規模公共事業の実施に際しては、環境影響評価法又は県環境影響評価条例の規定に基づき環境影響評価を行い、環境保全に努める。

<p>(2) 建設副産物等のリサイクル等の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設副産物を発生させない計画設計及び工法を採用し、排出抑制の徹底を図る。 ・ 建設発生土については、発生の抑制、場内での利用促進等により搬出の抑制に努めるとともに、工事間流用、ストックヤードの利用等により再利用の促進を図る。 ・ アスファルト・コンクリート塊及びコンクリート塊のリサイクルを徹底する。 ・ 建設汚泥・建設発生木材のリサイクル促進と建設混合廃棄物の適正処理に努める。 ・ 作業員への教育を徹底し、処理方法に応じた分別収集を徹底する。
<p>(3) 環境負荷の少ない資材・機材の使用等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再生品等環境負荷の少ない資材を積極的に活用する。 ・ 熱帯材の型枠等の使用を削減するとともに型枠を反復使用する。 ・ エネルギー消費量の少ない建設機械や低騒音振動型建設機械を積極的に活用する。 ・ 建設工事における環境対策(騒音・振動・排出ガス等)を実施する。
<p>(4) 二酸化炭素の吸収源対策の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 植栽や間伐などの森林整備を行い、健全で活力ある森林を整備する。 ・ 都市公園や緑地の整備により都市内の緑化の推進を図る。 ・ 「県有公共建築物の木造化・木質化等の推進に関する指針」に基づき、県産材の利用により建築物の木造化・木質化を推進するとともに、公共工事における工作物・各種施設等への利用拡大を図る。
<p>(5) イベントにおける環境配慮</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ グリーン電力の購入を推進する。 ・ 省エネルギー・省資源に配慮してイベントを運営する。 ・ 分別用ごみ箱等の設置などにより、廃棄物の減量化・リサイクルを推進する。 ・ 来場者に公共交通機関や自転車等での来場を呼びかける。 ・ 飲食物を提供する場合は、食品ロスや使い捨てプラスチック容器等の削減を図る。
<p>(6) 委託事業等における環境配慮</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 省エネルギーや省資源、廃棄物の減量化や再利用、グリーン製品の使用など環境への配慮を徹底する。 ・ 庁舎内食堂業者に調理くず、食べ残し等の発生抑制の工夫、生ごみ処理等により減量化、堆肥化などを要請する。 ・ 売店業者に不要な包装を控えるよう徹底する。 ・ 自動販売機設置業者に省エネルギー型自動販売機への転換を徹底させる。
<p>(7) 再生可能エネルギー導入の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽光や風力などの再生可能エネルギーを活用した発電設備等の導入を率先して進める。 ・ 発電時に温室効果ガス排出の削減に取り組む電力会社からの電力調達を検討・推進する。

VI 計画の推進・取組点検体制

この計画は、環境マネジメントシステムのPDCAサイクル（Plan=計画、Do=実行、Check=点検、Action=見直し）により継続的改善を行います。

1 計画の推進体制

- (1) 環境総括責任者会議（座長：県民生活環境部長、構成員：各部局庁次長等）
 - ・ 座長は、必要に応じて環境総括責任者会議を開催します。
 - ・ 各部局庁における計画の進行管理及び部局庁間の連絡調整を行います。
- (2) 環境基本政策部会（部会長：県民生活環境部次長、構成員：関係各課長等）
 - ・ 部会長は、必要に応じて環境基本政策部会を開催します。
 - ・ 計画の策定に関する調査・調整及び進行管理を行います。
- (3) 環境保全推進員会議（座長：環境政策課長、構成員：各課総括補佐、出先機関次長等）
 - ・ 座長は、必要に応じて環境保全推進員会議を開催するほか、グループウェアや庁内放送等を活用して環境への配慮を呼びかけ、職員の積極的な取組を促します。
 - ・ 計画の内容、進捗状況、その他必要事項について検討し、計画の推進を図ります。
- (4) エネルギー管理統括者
 - ・ 省エネ法第8条第1項の規定に基づき、特定事業者が選任します。
 - ・ 環境総括責任者と連携して、計画の進行管理等を行います。
- (5) エネルギー管理企画推進者
 - ・ 省エネ法第9条第1項の規定に基づき、特定事業者が選任します。
 - ・ 環境保全推進員と協力して、計画の実施状況の点検・把握を行い、必要に応じ改善指導を行います。

2 取組の点検・推進体制

- (1) 環境総括責任者（県民生活環境部長及び各部局庁次長等）
 - ・ 各部局庁における計画の進行管理を行うとともに、必要に応じて環境責任者に対して改善等を指示します。
- (2) 環境責任者（各課長、出先機関の長等）
 - ・ 各課所等における計画の進行管理を行います。
 - ・ 所属における取組目標や重点取組などを定めるとともに、エネルギー使用量等毎年度の活動量実績を把握します。
- (3) 環境保全推進員（各課総括補佐、出先機関の次長等）
 - ・ 環境責任者を補佐し、計画の進行管理を行います。
 - ・ 計画に関する事項を所属内に周知し、取組を誘導・推進します。
 - ・ 所属の職員を対象に、計画の取組状況や環境問題への理解を深めるための教育等を年1回以上実施します。
- (4) エネルギー管理員
 - ・ 省エネ法第12条及び第14条の規定に基づき、エネルギー管理指定工場として指定

されている機関において選任します。

- ・ エネルギーを消費する設備の維持、使用方法の改善及び監視等を行います。

(5) 職員

職員は、省エネルギー・省資源等に係る環境保全の取組を実践し、取組に支障が生じた場合は環境保全推進員に報告します。

3 結果の公表

計画の実施状況は、環境白書及び県のホームページにより公表します。

4 計画の適用

この計画は、令和3年4月1日から適用します。

< 組織体制図 >

